

石広水監告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり告示する。

令和4年9月29日

石巻地方広域水道企業団

監査委員 堀内 賢市

石巻地方広域水道企業団

監査委員 阿部 久一

記

- 1 監査の対象課等 石巻地方広域水道企業団 工事検査室
- 2 監査期間 令和4年8月10日～令和4年9月29日
- 3 監査の対象範囲 令和2年度から令和4年度の経営に係る事務事業の執行
- 4 監査場所 石巻地方広域水道企業団監査委員事務局及び工事検査室
- 5 監査の結果 今回の監査は、令和2年度から令和4年度の経営に係る事務事業の執行について、提出された関係書類・証書類に基づき事務処理状況を試査したところ、適正と認めた。